

小樽・北しりべし消費者被害防止 ネットワークニュース

No 1 7

(事務局) 小樽消費者協会 〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 1 2 番 1 号 小樽市役所別館 5 階

☎ (0134) 31-3682 FAX (0134) 23-7978

小樽・北しりべし消費者センター内

ワークショップで活発な意見交換

6月26日(金)小樽市消防庁舎6F 講堂において「小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク」会議を開催しました。今年度はテーマを「消費者教育推進法を知ろう」とし、札幌弁護士会消費者保護委員会副委員長吉田友樹示弁護士に消費者教育の推進に関する法律の講演をお願いしました。北しりべし1市5ヶ町村の消費者行政担当者のほか新たに教育委員会・社会福祉協議会も含め71団体に案内を出し32団体50名が出席しました。

今回は参加者を8グループに分け、各ワークショップ内で自己紹介し、その後各団体で消費者被害防止のため現在取り組んでいることや今後取り組みたいこと、被害防止のためネットワークで何が出来るかなど熱心な意見交換が行われました。

◎消費者相談の概要について (小樽市生活安全課)

平成25年度937件あった相談件数が、平成26年度932件とほぼ横ばいで推移したなか、放送・コンテンツ等のアダルトサイトに関する相談が全体の13.4%と最も件数が多く、また60歳代以上の高齢者の相談が過去10年間増加傾向にあること等が報告されました。

➡ テーマは「消費者教育」

◎小樽・北しりべし消費者センター (消費者協会) 奥村 主任相談員

当協会は、ライフステージに合わせた消費者教育に取り組んでおり、

☆若年者向け 夏休み子どもリサイクル教室や高校への講師派遣

☆高齢者向け 民生委員や介護施設・町内会等への講師派遣

☆市民向け 暮らしの講座、消費者月間パネル展等の啓発事業を行っている」と報告がありました。



.....「消費者教育の推進に関する法律」について.....

定義 第2条「消費者教育」

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)

「消費者市民社会」

- ・ 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重
- ・ 自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚
- ・ 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画

以下の条文で国と地方の責務を定め、道・市町村の努力義務として

○第11条 学校教育における消費者教育の推進(発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用)

○第20条 消費者教育推進地域協議会の組織化

が規定されています。(構成は消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センターその他)

「ワークショップ」（各団体の発言から）

＜（一社）小樽銀行協会 柳原 常務理事＞

◎振り込め詐欺撲滅作戦を、小樽警察署と連携して年金支給日に実施した。今回逮捕された受け子は、北海道を狙い関西からきて潜伏していたようです。銀行では水際作戦として100万以上の払出しは資金使途を聞くなどして未然防止に努めております。



＜介護支援専門員連絡協議会 二丹田 副会長＞

◎悪徳業者がお金を持っている高齢者宅にマーキングしている可能性があるため注意が必要。健康食品の催眠商法で、10円タマゴを購入しほかの商品と一緒に配達してもらうことで、悪徳業者でさえノルマが有りかわいそうと思う騙されやすい高齢者がいる。

＜しりべし圏域総合支援センター

おたる相談支援センター 宮内 相談員 >

◎障害者世帯用に訪問販売お断りシールの配布を考えてほしい

《センター相談事例 アダルトサイト二次被害》

◎週末にアダルトサイトに登録され、コンビニから99,800円を電子マネーで支払った。ネットで消費者センターを検索すると24時間対応の被害救済センターにつながった。そこから紹介された行政書士に被害救済を依頼し、奨学金の入金される口座番号や健康保険証の写しを相手側に渡してしまった。週が明けてから小樽・北しりべし消費者センターに相談。

行政書士とは被害金額の間違いによる契約取消しとなった。相談者に奨学金口座の変更と警察に前払い電子マネーを使った詐欺で保険証の情報が取られた事を通報する様助言。



＜小樽市情報モラル対策委員会 宮澤委員長＞

北山中学校 校長

◎個人情報の流出による犯罪の防止を主に、小・中学生に向けて情報・メディアへの対策として、市内全小・中学校で担当の教諭を決めて取り組んでいる。

＜ “ 情報モラル対策委員会 藤平副委員長 >

◎昨年度、小樽市内で情報モラル教育の講演会を年間80回以上実施した。

＜東南部包括支援センター 木村 社会福祉主事＞

◎訪問販売に関する被害が多く、被害者が消費者被害だと思っていない事例が多い。



＜北海道電力(株)小樽支店 お客様センター

吉野 グループリーダー>

◎ほくでんの名をかたり、電気設備の調査に複数で入り、一人が調査している間にもう一人が金品を盗む事例が発生。

法外な工事代金を請求されたとの報告もある。対策としてHP、「あなたの電気」等で年に何回か啓発を行っている。

消費生活に関する情報は 小樽・北しりべし消費者センターへ

e-mail : syohi-c@city.otaru.lg.jp または FAX (0134) 23-7978へお寄せ下さい。

過去のネットニュースは、市HP「小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク会議」@「検索」